

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社オービックビジネスコンサルタントと称し、英文では、OBIC BUSINESS CONSULTANTS CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 業務用パッケージに関するソフトプログラムの企画開発、設計製作並びにその販売・賃貸及び保守管理
2. コンピュータ情報システムの開発、設計並びにその販売・賃貸・コンサルティング及び保守管理
3. コンピュータ並びにその周辺・端末機器、ソフトプログラム並びにコンピュータ関連消耗品の輸出入・販売・賃貸及びソフトプログラムの保守管理
4. コンピュータシステムの操作要員に対する教育及び指導業務
5. コンピュータシステムに関する出版物の企画、編集並びに販売
6. クラウドコンピューティングに関する企画開発、設計並びにその販売・賃貸・コンサルティング、導入及び運用、保守管理
7. 情報通信ネットワーク事業
8. 電子決済等代行業に係る業務
9. 損害保険代理店に関する業務
10. 生命保険代理に関する業務
11. 不動産の売買、仲介、賃貸借及び管理
12. 労働者派遣事業
13. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、322,816,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株式取扱規程)

第8条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

第3章 株 主 総 会

(基準日)

第10条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第12条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の要件)

第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会参考書類等のインターネット開示)

第14条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第16条 当会社に取り締役12名以内を置く。

(選任)

第17条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第19条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

② 取締役会の決議により、取締役社長1名、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

第20条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

② 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

④ 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第21条 当会社に監査役4名以内を置く。

(選任)

第22条 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第23条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(常勤監査役)

第24条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

(監査役会)

第25条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

- ② 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

第6章 社外取締役、社外監査役の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第26条 当会社は、社外取締役、社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、社外取締役、社外監査役とも報酬等の1年分であらかじめ定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第27条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第28条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

- ② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(自己株式の取得)

第29条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(配当金等の除斥期間)

第30条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附則

(取締役の任期に関する経過措置)

本定款第18条の規定にかかわらず、2019年6月24日開催の第40回定時株主総会において選任された取締役の任期は、2021年開催の定時株主総会終結の時までとする。本附則は、当該期日経過後これを削除する。